

請願・陳情について

町議会への請願・陳情

個人・団体にかかわらず、どなたでも町政についての要望や意見を、請願書または陳情書として、町議会に提出することができます。議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」として区別していますが、取り扱いは全く同じで、松茂町議会では、受け付けた請願・陳情を審査の上本会議で議決します。

請願・陳情の提出手続き

請願書・陳情書は、定められた書式はありませんが、表題は「請願(書)」または「意見(書)」と題し「要望書」という表題は使わないでください。

文書は、日本語で表記し、松茂町議会議長宛にしてください。
請願・陳情の趣旨。

提出年月日。

請願者・陳情者の住所・氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記入の上、押印したものを提出してください。
(請願書は、表紙に紹介議員の署名押印が必要です。)

(例)

	紹介議員 (陳情の場合は不要)	印
に関する請願(陳情)書		
<請願(陳情)書>		
住所		
氏名		印
郵便番号・電話番号 (法人名 代表者名		印)
件名	について	
趣旨		
理由		
地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。		
年 月 日		
松茂町議会議長 殿		

参考資料等があれば添付してください。

受付・審査

持参(8時30分から17時15分まで)または郵送により受け付けます。
請願・陳情は定例会で審議されますので、受付日によっては、次の定例会になることもあります。
採択・不採択と決定した結果は提出者(代表)に文書通知します。